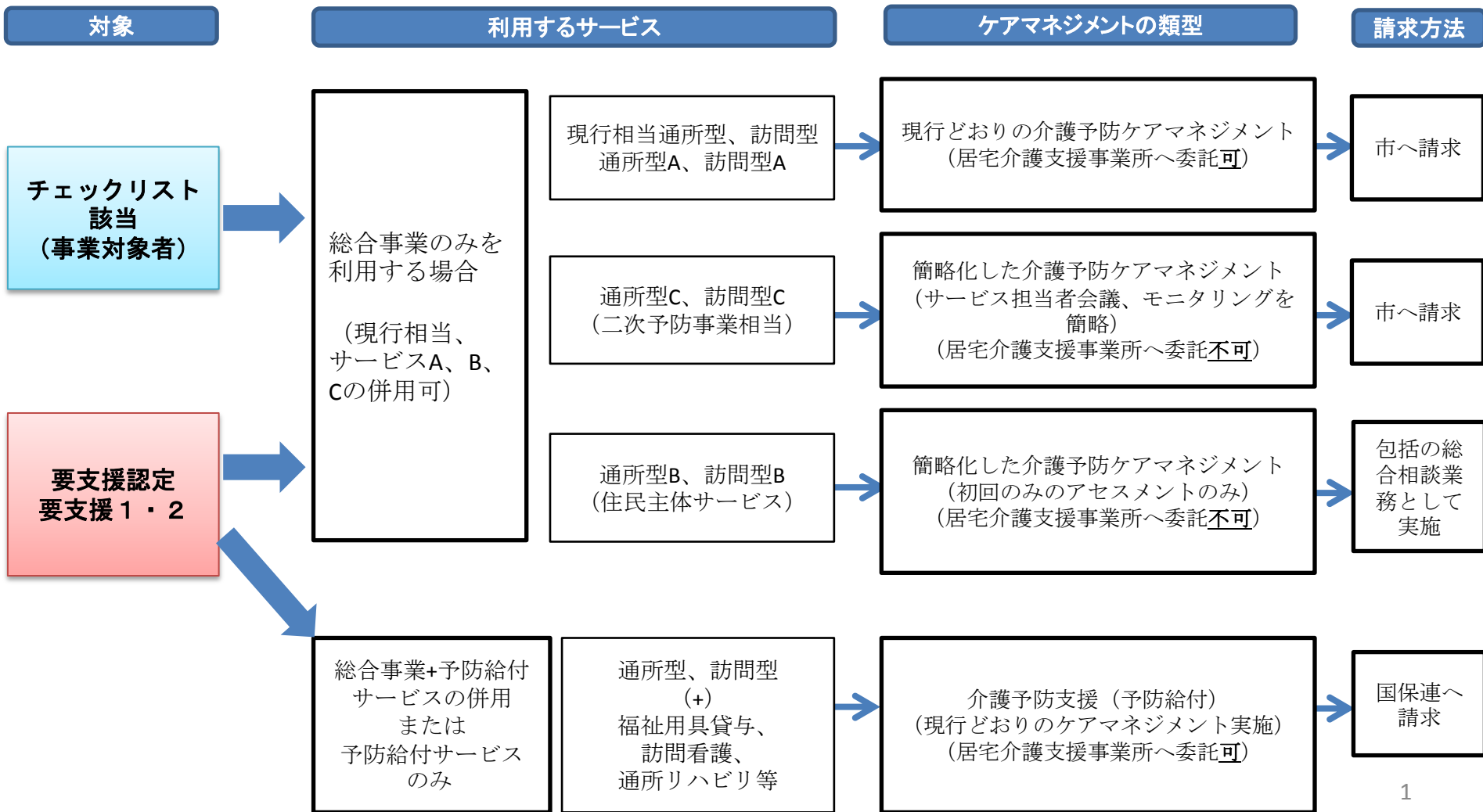


介護予防ケアマネジメントは、利用者が居住する住所地の地域包括支援センターが実施する。  
ただし、その業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託し、実施することもできる。

## 【介護予防ケアマネジメントの類型】



## 【介護予防ケアマネジメントの類型と報酬単価】

利用サービス	ケアマネジメントの類型	介護予防ケアマネジメントのプロセス	ケアマネジメントの報酬単価 (市⇒地域包括支援センターへの委託料)			請求方法 介護予防ケアマネジメント報酬
			サービス提供 開始月	2か月目～ 評価月まで	評価月	
現行相当通所型、 訪問型	ケアマネジメントA 現行どおりの原則的 なケアマネジメント  ※居宅介護支援事業 所に委託可	アセスメント（課題分析） ケアプラン原案作成 サービス担当者会議開催 利用者への説明、同意 ケアプランの確定・交付 モニタリング、評価 給付管理	基本報酬4,300円 初回加算3,000円  介護予防小規模 多機能連携加算 ※つなげた月 3,000円	基本報酬4,300円	基本報酬4,300円	市に請求
通所型A 訪問型A (基準を緩和したサービス)						
通所型C 訪問型C (現行の二次予 防事業相当)	ケアマネジメントB 簡略化したケアマネ ジメント  ※委託不可 (現行相当や通所型 A・訪問型Aと併用の 場合はケアマネジメ ントA)	アセスメント（課題分析） ケアプラン作成 利用者への説明、同意 評価実施 必要に応じてサービス担当者 会議、モニタリング実施	基本報酬4,300円	—	基本報酬4,300円	市に請求
通所型B 訪問型B	ケアマネジメントC 初回のみ のケアマネ ジメント  ※委託不可	サービス導入のためのアセス メント（課題分析）、 利用者への説明、同意	総合相談の範疇 とし、別に委託 料は支払わない。	—	—	—
指定介護予防 サービス (予防給付)  総合事業との併 用含む	介護予防支援  ※委託可	アセスメント（課題分析） ケアプラン原案作成 サービス担当者会議開催 利用者への説明、同意 ケアプランの確定・交付 モニタリング、評価 給付管理	基本報酬4,300円 初回加算3,000円  介護予防小規模 多機能連携加算 ※つなげた月 3,000円	基本報酬4,300円	基本報酬4,300円	国保連に請求

### 三条市介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	要支援1・2 430単位	430	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300単位		
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位		